

会 議 録

会議の名称	令和7年度第3回川越市環境審議会
開催日時	令和7年9月30日(火) 14時00分 開会 ・ 16時20分 閉会
開催場所	川越市役所 7階 第1・第5委員会室
議長(会長) 氏名	議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・小島 洋一 ・倉嶋 真史 ・須藤 直樹 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・池浜 あけみ ・高橋 剛 ・小瀬 博之 ・矢澤 則彦 【2号委員】 ・森山 浩光 ・石井 優子 【3号委員】 ・齊藤 正身 ・宮崎 千鶴 ・増田 知久 【4号委員】 ・堀口 浩二 (15名)
欠席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・吉村 千鶴子 【3号委員】 ・白田 正至 ・坂口 孝 ・鈴木 崇弘 ・宮岡 寛 (5名)
事務局職員 氏名(職名)	環境部長:渡邊 靖雄 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 環境部参事:山原 弥(環境対策課長) 課長:林 一成(産業廃棄物指導課)、林 淳二(資源循環推進課)、 犬塚 信彦(収集管理課)、尾崎 裕久(環境施設課)、 小川 寛一郎(農政課)、佐枝 俊之(公園整備課)、 環境政策課:原 季実子(副課長)、島村 浩寛(副課長)、阿曾 崇史(主幹)、 内田 星斗(主査)、古賀 愛望(主任)、米満 敦志(主事補) 公園整備課:佐藤 欣也(副課長)、山岸 弘明(副主幹)
傍聴人(人数)	1人
会議次第	1 開会 2 議題等 (1)議題 ・(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について 3 その他 4 閉会
配布資料	①次第 ②第16期川越市環境審議会委員名簿 ③【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画 素案(令和7年9月時点) ④【資料 2-1】次期計画の新規施策一覧 ⑤【資料 2-2】現行計画から削除した施策一覧 ⑥【資料3】令和7年度第3回川越市環境審議会事前質問等回答一覧 ※ペーパーレス希望委員については、電子データにて配布

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	定刻となりましたので、令和7年度第3回川越市環境審議会を開会させていただきます。 皆様には、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は本日司会を担当いたします環境政策課副課長の島村でございます。よろしくお願いいたします。本日、傍聴の希望者が1名いらっしゃいます。本会議は原則公開となっておりますが、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございました。それでは、傍聴を許可させていただきます。 (傍聴者、入室)
事務局	本日は20名の委員のうち、15名の委員の皆様にご出席をいただいております。川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。 続きまして、第16期川越市環境審議会委員として本日初めての委員がいらっしゃいますので、御紹介いたします。
委員	【委員あいさつ】
事務局	なお、本日は事務局に環境部各所属長のほか、産業観光部農政課より小川課長、都市計画部公園整備課より佐枝課長、佐藤副課長、山岸副主幹が出席しておりますので、併せて御報告申し上げます。
事務局	それでは、はじめに、小瀬会長より一言御挨拶をお願いいたします。
会長	【会長あいさつ】
事務局	ありがとうございました。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にメール又は郵便で送付させていただいたものとして、 1点目に会議次第、 2点目に第16期川越市環境審議会委員名簿、 3点目に【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画素案(令和7年9月時点) 4点目に【資料2-1】次期計画の新規施策一覧 5点目に【資料2-2】現行計画から削除した施策一覧

	6点目に【資料3】令和7年度第3回川越市環境審議会事前質問等回答一覧 以上6点でございます。 不足はございませんでしょうか。
事務局	それでは、議事に移らせていただきます。 川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、会長に議長になっていただき、議事を進めていただきたいと存じます。会長よろしく願いいたします。
議長	それでは、只今から議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、議題の「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について」ですが、ページ数が多いので章をいくつか区切りながら進めていきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、本日の審議事項について御説明いたします。なお、配布しております資料2-1、2-2につきましては参考資料となりますので、特に内容の御説明はいたしません。また、前回及び今回までの審議事項について、委員より事前にいただいた御質問につきましては、時間の都合上、事前にお送りしました資料3をもって回答とさせていただきます。予め御了承いただきますようお願いいたします。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 109ページ～120ページまで)】
事務局	なお、ここまでの範囲に関する事前質問及びその回答については、資料3のNo.4～No.10までとなります。
議長	ここまでの事務局の説明及び資料3の事前質問への回答について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	資料3 No.6の脱炭素の啓発に関する質問に対して、広報部門に確認したところ、「市広報の表紙で呼びかけの言葉の掲載をすることは難しい」との回答で、「環境に関するコラムの掲載は、他の記事との調整次第で可能」とのことでしたが、例えば、市広報では呼びかけの文言として、令和7年5月号に「1人で抱え込まないで」などの記載があり、災害の記事では「今の準備が、命をつなぐ」という文言が記載されているなど、このような内容の呼びかけを表紙で行い、中に大きな記事を入れるというのは、今まで何度も目にしているのでおそらく可能ではないか

	と思います。そうすると、例えば、環境政策課で6月の環境月間に1面で呼びかけ、中に大きな記事を入れるというのが可能ではないかと思いましたので、ぜひやっていただきたいと思います。また、コラムの掲載に関しても、以前、広報紙の表紙の裏に「ごみ処理トピックス」というクイズなどの記事が何回も掲載されており、とても良いと思いました。このような記事を中心に埋もれてしまうので見やすい所に掲載し、内容についても、上から目線の書き方ではなく、例えば、前回の会議でも質問のあった「プラスチックごみを出す前に洗っているが、本当にエコなのか」といった Q&A 形式で掲載すると、市民が入りやすいのではないかと思います。また、ホームページについては閲覧率が1%以下、10年程前に参加したエコツアーでは参加者が12人、昨年参加した環境講座も参加者が3人程度であり、啓発が大切といっても、あまりにも広がっていないのではないかと思います。対して、市の広報紙は17万部刷るということで多くの方の目に入りますし、さらに、ごみの収集カレンダーは毎日のように見るので、この下に1行増やして「ごみを減らすことはCO₂を減らすこと」や「ごみの焼却灰は埋立地の90%にもなっています」などの文言を1行でも入れて、市民に環境に対しての気持ちを持ってもらうことも1つのアイディアではないかと思います。CO₂削減とかに関しては、この10年はとても大事だと思いますので、市民が全体で取り組むことに対して、一番お金もかけずに手間もかけずに出来るような方法というのを来年からこの中に組み込んでいただければと思います。
事務局	広報については、広報室と編集についての検討をさせていただければと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
議長	環境基本計画に周知が必要であるということが記載されていれば、今後の具体的な取組というのは、この計画が完成してから特に動いていくことになると思いますので、具体的などころまでは基本計画の中に記載はしないかと思いますが、周知が不足しているということであれば、広報の方もそのようなところを見ますし、記載されているということが重要ではないかと思いました。手段をどうするかというのは、私も実践的に色々やっていますが、行政だけでは難しいのかなというところもあります。我々市民や事業者がどうやってそれに協力していくか、まさに「協働」と記載してありますが、そういうのが重要であり、その要素は入っているのではないかと思います。
委員	前回も複数の委員からお話があったように、具体的な意見が出たということは非常に重要なことだと思います。知っているが故に具体的な話をして、市もこのような意見に対して「今後検討してまいります」とおっしゃいましたが、その際に、議長のまとめだけでなく、委員がおっしゃったことを含めて検討していくということでもよろしいでしょうか。皆様が一生懸命考えていることを上手くまとめて、予算と人と時間のバランスもありますが、意見として是非検討をよろしくお願いいたします。

事務局	脱炭素につきましては、市役所だけで行うには基本的に限りがあり、様々な施策を市民に示してやっていただくことにより、初めて脱炭素という方向に向くと我々も思っておりますので、それを伝える広報は大変大事であると認識しております。貴重な御意見をいただきましたので、参考にさせていただいて活かしていきたいと思います。
委員	今回、事前質問があると思いますが、審議会の会議録等にこの事前質問は市の回答を含めて公表し、記録として残していくのかを確認させてください。
事務局	いただきました事前質問とその回答について、前回の審議会では全て読み上げましたので、議事録としてホームページに記載しております。今回については、読み上げは行っていないので、委員の氏名を公表しないかたちで資料として議事録に添付しようと考えております。
委員	事前質問等も含めて審議会の内容にすごく寄与しているかと思っておりますので、記録として残していただくのはありがたいと思います。 重点プロジェクト4「環境施策を支える基盤づくりプロジェクト」について、ここに記載されている取組方針は基本的に環境問題についての裾野を広げる、「環境問題は大事です」というところを環境教育や環境活動等を通じて広げていくことかと思っておりますが、他方で、川越市が現在直面している環境問題は、森や緑地が減少していて、その問題の原因は、緑地を守る技術を持った担い手がない事やお金を稼いで森作りをするような基盤がないということであり、いくら「今後緑地を守っていきましょう、増やしていきましょう」といっても、人口も減少して行政の予算も限られてくるという中では、森を守る担い手もないしお金もないという状況だと、さらに悪化していくのではないかという危惧しております。私が感じているのは、行政がそのような緑地を守る担い手作りをサポートしていかない限り、いくら環境問題を周知したところで、森を守る技術を持っている人がいない、森を利活用して経済的な循環をしていく等の方法もあるかと思っておりますが、そういった担い手づくりを行政がイニシアチブをとってやっていかないと、ますます森林が減少していくのではないかと考えています。そういった意図で資料3 No.9 の質問をしましたが、回答には「現在、しいたけ栽培の林業の担い手はいるが、その他の林業経営体はない」とありましたが、それは存じております。川越のような中規模の都市型林業というのは、いま日本全体で少しずつ芽が出てきている状況です。田舎ではなく、都市型林業の形で、森を守り、経済を循環させるということをしている自治体もあると思いますので、そのようなところを参考にして、川越市でもやっていただけないかと思っております。そのような担い手ができる人材育成を川越市がやっていけるのかということ、環境基本計画の中にも含めることが具体的に森を守っていくことだと思いますが、そこの考えを教えてください。
事務局	委員のおっしゃるとおり、担い手がないということが、樹林地が減少する又は

	荒廃する原因の1つとして認識しています。ボランティアの育成や受け入れ制度設計が現在出来ていない状況ではありますが、他市事例を参考にしますと、管理をしきれない樹林地を持っている方、一方で、樹林地の保全をしたいボランティアの団体、さらに、ボランティア活動をしたい個人の方が潜在的にいるということで、そういったところのマッチングが出来るような制度設計を今後していければと考えております。
委員	ボランティアベースだと間に合わないのが率直な感想です。私も団体でボランティア活動を7～8年程していますが、「ボランティアベースで森の保全をしよう」、「ボランティアと行政の補助金で森を守ろう」という考えだと、もう立ち行かないと思っています。日本全国高齢化により、ボランティアをしたいという住民は、森の活動だけではなく基本的なまちづくり活動においても減少しています。ボランティアと補助金というパッケージで森を保全していくという考えは改めなくてはならず、企業と連携していかに川越市内で都市型林業の担い手を発掘して人材育成していくかに着目していかないと、立ち行かないのではないかと思います、いかがでしょうか。
事務局	基本的に川越は交通結節点であり、比較的規制があり開発がしにくい農地と比べ、規制の緩い樹林地が伐採され、住宅へと変化しているのが川越の実情ではないかと思っております。それをどのようにして食い止めるかについて、市の方で手を出したいところではありますが、経済活動を止めていくことは難しい話になるかと考えております。何か良いモデルがないか模索をしておりますが、現状としてはなく、手をこまねいているというような状況があります。ただ、落ち葉を使用した堆肥農法の形でその部分の明かりが見えてきているという部分もあるかと思いますが、落ち葉堆肥農法にしても非常に手間や労力がかかり、どの農家の方でも出来るというものではないので、これ以上拡大していくかについては疑問が残るかと思います。しかし、そのようなところもボランティアで手伝えることが可能であれば手伝う、そのような催しをしたこともあります、そういったかたちでできることをしていきたいと思っております。
議長	結局農業も同じですが、土地の所有者などの主体が減少すると、ボランティアはそこに入り込めない、主体者がどのようなことをするかというところの工夫も必要であると思います。ネイチャーポジティブなどの様々なところで記載されているので、具体的にどのように動かせるかは、常に行政や市民、事業者などと考えながら実践していくのが大事かと思っております。
委員	素案116ページに「30by30」の記載がありますが、先ほど委員がおっしゃった様に企業ぐるみということで、より大都市で成功している例というのは大阪の梅田スカイビルで、ビルの横の所に新里山を作っている。企業頼みというわけではないですが、川越市内の自然共生サイトが三富今昔村の1か所しかないというのは少

	し寂しいように感じます。企業に「自然共生サイトに登録しませんか」と声をかけるところからはじめて、その時に何も賞がないというもんなので、協力している会社には、その年ごとに「この会社が協力しました」というように認定というよりも賞などを出して、推進していくことが重要ではないかと思います。また、都市計画の方で公園PFIの記載がありますが、公園PFIは公園があったところに何か出店したいという順番ですが、それに近い形で、順番は違いますが自然共生に寄与するような出店をしないか声をかけるなど、それをうまい具合に利用して、総合的に都市計画と一緒にした総合的なPFIの利用や企業の利用、自然共生サイトも1箇所ではなく、大都市となっていく結節点であれば、もっと増やしていく必要があるというそういうスタンスが重要であり、ボランティアだけでは限界というところのカバーができる、組み合わせ技のようなものがあるのではないかと思います。
事務局	自然共生サイトについて、素案116ページに三富今昔村の紹介がありますが、委員のおっしゃるとおり、現在市内には三富今昔村以外は認定がない状況です。他の都道府県では、ビルの一角や保育園の園庭などを申請しており、審査が通れば共生サイトに認定される仕組みになっております。東洋大学のこもれびの森などについても認定の可能性があると思います。また、具体的にはまだですが、企業内にあるちょっとした社寺林のような場所の登録申請を考えているなどの話も伺っております。このようなかたちで、行政だけでなく事業者の意思によって緑を増やす・守るという仕組みが重要であると考えております。
委員	30by30というのは、海の30%、陸の30%を指定していく面積のことを指すので、そういった目標値が計画に入っているのも良いのではないかと思います。どれだけ川越市が協力したかという数値を入れるべきときであると思いますが、いかがでしょうか。
委員	審議会として意見交換をして掛け合いすることにより、新しいものが生まれるのではないかと思います。川越は社寺や蔵造りの町並みなどを有する良い街であり、それをヒントに、水田100選や山100選のようなものを出して、市民から身近にある自然共生サイトのような場所の情報提供を受けてはどうでしょうか。オンラインなら無料だし、形式だけ決めて1箇所につき1枚写真をできれば添付してもらい、原則、電子版で100選集を発行し、印刷してほしいという方がいらっしゃったら、有料で応じるなどしてもいいと思います。千何百ある市町村の中で川越市がそのようなことをしているということは、すごく誇りに思えるし、アピールにもなるような感じがしますので、新しい検討項目としてよろしくお願ひしたいと思いました。
事務局	事業としてそのようなことが可能か、検討していきたいと思います。
議長	このような内容が基本計画の中にどのように入っているかについては、どの解釈でも成り立つので、そのような意味では施策として入れることはできると思います。

	が、企業も緑を守るということをしていますが、秩父や飯能など緑の多い地域を対象としているので、面積が小さくても良いから同じ値段で川越市に投資してもらえないかなど、行政としては民間だからと諦めない姿勢が欲しいと思います。また、川越市森林公園計画地という大規模な緑地が一番大事であり、もう少し民間のお金を使用して公有地にするなど、施策の努力が欲しいと思います。
委員	川越市が先頭をきって、地域全体としてみんなで頑張っていくというのがあると、都市と緑や森を守っているという感じがするので、良いと思います。
議長	脱炭素が認知されていないことと同じように、この森林の存在もあまり意識されていないというのが今までの川越市かと思います。そのようなところも含めて、「川越市にはこういうところがあります」と広報を高めるなど、そのような内容を計画の中でねじ込めれば良いと思います。
委員	森林公園計画地について、最初から公園になる場合、公園PFI自体を都市計画の中に入れ、企業に募集をかけるぐらいの逆張りのPFIができるのではないかと思います。
委員	素案116ページのTOPICに自然共生サイトの記載があったので読んでみましたが、なかなか具体的に見えないので、先ほどお話に挙げたような具体的なことを、市民が見ても理解できるような内容をTOPICのところに載せるというのが良いのではないかと思います。疑問に思ったことは、市が何を支援してくれるのかということ、どのようにすれば自然共生サイトに登録できるのか、このページを見るだけでは分からないので、民間との協力などの話がありましたが、具体的に何ができるかということも具体的に記載して分かりやすくした方が良いのではないかと思います。
事務局	TOPICの中で自然共生サイトや30by30など聞きなじみのない言葉が出てくることがあるので、そこは用語解説的なもので説明が補えればと思っております。マッチングの仕組みにつきましては、行政だけでは進めていけない中で、企業や民間活力などを活かしながら自然の保全に取り組んでいければということで、施策を展開していければと考えております。
委員	このような森に企業が入るということは、かなり気をつけないと森林の元の姿が壊れることになりますので、例えば、木や山野草を切ってベンチやトイレを作成し、カフェを作るなどということとなると、本来の森林は違う方向に行くのではないかと思います。森は残るかもしれませんが、使い方が難しいところだと思います。
委員	個人の所有地が自然共生サイト等になっていくのか、既存の公有地化されている場所が自然共生サイトになってくのかということで、方向性が大きく変わってく

	るかと思いますが、行政等の公的機関がお墨付きを与えて森を守っていこうというのは、特別緑地保全地区や、市民の森などの制度が既にあります。しかし、市民の森なども当初に比べると半分程度になっており、10号まで指定されたものが5箇所程度に減少している状況で、自然共生サイトも同じようになるのではないかと危惧していますが、それは地権者にとってインセンティブがどれ程あるのかという話かと思いますが。税金がどれ程優遇されるのか、土地をお貸して森を残すことによって地権者がどれ程のインセンティブをもらえるのか、相続が発生して地権者が変更となった場合はどうなるのかなどの制度設計をしていかないと、そこを駐車場や資材置き場にしたい方が多いという方が増加すると思います。行政が新たに名前や方向性付けるというのは、ひと区切りになって良いとは思いますが、その際に今までの制度の失敗点や反省点を踏まえた上で、新たな試みをしていただきたいと思っています。特に、森や緑地は面積が広く、税負担が大きいので、そこを行政で押さえていかないと保全できないと思うので、市だけではどうにもならない国税の範疇もあると思いますが、その税制度をどのようにするのかを検討していただきたいと思っています。
事務局	自然共生サイトについては国の制度になり、目的としては特別緑地保全地区などのいわゆる保全制度のみでは陸地と海の30%を保全するには不足するので、それを補う取組として自然共生サイトの認定がございます。インセンティブについては分かりかねる部分もありますが、税制面については、特別緑地保全地区は税制度の優遇措置があり、生産緑地地区の指定制度についても納税猶予の措置がございます。また、樹林地を持っている方につきましては、土地の所有・管理による金銭面の負担もあるかと思いますが、それをあわせて、特別緑地保全地区や市民緑地には所有者ではない方が管理をする制度がございますので、そのようなところで所有者の負担がいくらか軽くなるのかと考えております。
委員	既存の制度についても、その制度ができた際には増加したが、その後はなかなか増加しない印象があります。例えば、特別緑地保全地区や市民の森などで、その制度を作った当初の数年間だけは増加傾向にあり、その後はその地区の地権者に認知されていないなどにより、制度が形骸化している感じがします。そのような中で、例えば自然共生サイトが既存制度とどのようなパッケージの違いがあるのか、面積によるインセンティブの違いなど、もう少し分かりやすい形で地権者に説明していかないと増加しないかと思うので、「あなたの持っている土地の大きさ、立地条件、都市計画上の制度ではこのようなインセンティブがあります」といったことがすごく分かりやすい形で伝わるものが良いと思います。
議長	30by30の枠組は、法令で自然が守られる保護地域ではなく、人々の生業や民間の自発的な取組により、自然が守られている地域であると定義されています。そのため、日常でやっているところは認定されるということになりますが、逆に言えば法的に守るわけではないので、それを長い間担保できないということがあるかと思

	います。なかなか難しいところではありますが、行政としてはそのようなところを一生懸命にやってほしいというメッセージかと思います。
議長	続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 121ページ～157ページまで)】
事務局	ここまでの範囲に関する事前質問及びその回答につきましては、資料3のNo.11となります。
議長	ただいまの事務局の説明及び資料3の事前質問への回答について、委員の皆様、何か御質問、御意見などございますでしょうか。
委員	素案133ページの「ふるさとの森の景観地・保存樹林」ということで、前回会議で配られた素案の同じ箇所から、「体験学習の場としての活用を検討する」が削られており、こどもが川越の森などでどんぐりを拾う経験や体験学習するということは考えなくなったということでしょうか。
事務局	ふるさとの緑の景観地や保存樹林につきましても、基本的には樹林地を保全するための取組ということで、利用する又は公開するということを想定していない制度であったため、記載方法を見直しました。公開しながら緑を保全するという制度につきましては、数が減少してはいますが、市民の森という制度がございます。 前回の素案から内容を整理しまして、自然とのふれあいの場として活用するふるさとの緑の景観と保存樹林につきましては、公開をしていない樹林地になりますので、同ページ下段にあります特別緑地保全地区に記載を移しております。
委員	小学生が森を歩いて良いと感じてもらうことが良いと思ったのですが、それを何かやらないということになったのではないかと思います、少し悲しかったので聞いてみました。自然というのは、市民の散歩道や小学生の校外学習などを行うことができる場かと思います。
議長	生産緑地や近郊緑地保全地域、農地用地区域の中には、体験学習の場の記載がありますが、ふるさとの緑の景観地・保存樹林については、公開されている場所ではないので省略しており、学習そのものが抜けていることではないという解釈で良いかと思います。
委員	体験学習の場の森というのは、具体的にはどのようなところになるのか。生産緑地は畑ということで、川越の森の中を歩くような体験をしようとしていたことをやめたのでしょうか。

議長	保全主体で人が入るというよりは、生物多様性の保全的なところの位置付けが強いのかと思います。ふるさとの緑の景観地の区分けをここではしており、体験学習の場としての活用が全てなくなっていることではないということです。
委員	素案139ページと140ページの計画の目標値について、それぞれの計画の目標の数値を出していただいています。令和12年から令和17年の目標をそれぞれ達成した際にどの程度の予算規模を考えているのかを、計画の中に盛り込む・盛り込まないとは別に、審議会の中では共有をしていただきたい情報であると考えております。市民、事業者、市役所が頑張るのはもちろんであると思いますが、一方でお金がなければできないということも現実的にあるかと思うので、川越市がどの程度、計画期間に予算を付けているのかということも一つの重要な指標になりうると思いますので、このことを計画として公表するか否かは別にして、今後の審議会の中でその情報を共有していただけると、頑張っているけれどもお金が足りなくて目標を達成できないといった理解ができ、議論できる点も多々あるかと思います。一方で、素案143ページの「みんなで取り組むことの例」において、市民は各イベント等への参加の協力ということでおそらく金銭的な負担はゼロのイメージかと思います。一方で、事業者は市民農園の開設などということで、どの程度の規模感の金額を投資するものなのか、そこにリターンがあればやる事業者も出てくるのかと思いますが、その制度設計を含めて、金銭面のお話を計画の中でどのように見込んでいるのかをこの審議会でも共有して議論をさせていただければと思いますので、今後の検討課題としてください。
事務局	予算に関わる数値は積算していないところですので、お約束はできませんが、いただいた御意見を基に積算できるか否かを検討させていただきたいと思います。
委員	以前の審議会でお金のお話を伺ったことがあり、その際はそれまでのお金をどのように使ってきたのか、例えば、具体的な樹林地の保全活動のそれぞれのお金の振り分けを教えてくださいましたが、将来どうしていくかについては、その時点では回答できないという話でした。これほどの保全活動や緑地を守っていくところで、どれほどのお金がかかるのかについては、インフレしているので分からないことあると思います。しかし、ある程度が目安がないと議論はできないと思いますので、将来的な予算の積算規模を教えてくださいたいと思います。
委員	素案139ページ、基本方針1の指標について、「法令等の指定を受けた緑地面積」の現状値が3,099.2haと記載があり、一方で、素案124ページの目標1では、現在の緑地は4,014.5haという数値がありますが、この数値の差の御説明をお願いいたします。
事務局	指標につきましては、毎年進行管理をしていくこともあり、素案124ページ記載

	の緑地の面積4,014.5haにつきましては、国や県が管理する河川区域が含まれており、素案139ページ記載の指標の数値3,099.2haにつきましては、河川区域を除いた法令により指定を受けている緑地ということで数値を出しております。
委員	同じような表現をしている様でしたので、分かりやすく説明や補足をしていただければ良いと思います。素案124ページの目標1の中において、緑の面積は、5,464.7haあると記載されています。その後、「本計画では市域の約4,100haの緑を将来にわたり維持していく」と記載があり、約1,300haが減少するということになるので、減少しつつも守っていく、あるいは、減少を受け入れながらも守っていくという施策なのかと思います。ただ、1,300ha減少するという中で、その後に出てくる「緑をまもる」・「緑をつくる」というのはどういうことなのかをお聞きしたいと思います。緑を将来にわたり維持していくとしながらも1,300haは減少するという認識を持っておかないと、緑の基本計画でありますので、減少しつつどのように守っていくのかの話になってくるのではないかと思います。
事務局	法令等の指定を受けているか否かに関わらず、5,464.7haが緑としてあり、法指定を受けている緑地が4,014.5haあります。ここから、市域の4割、約4,100haを残していくという形で、指定を受けていない緑について、法令等の指定により保全を進めていくということになります。
議長	そうすると、ここは「緑」ではなく、「緑地」とした方が良いのでしょうか。
委員	124ページの記載の仕方ですと、「約4,100haの緑を将来にわたり維持していくことを目標とし」という記載になっていますが、法令等の指定を受けていない部分も含めて4,100haまで守っていくという表現になります。行政として守っていくのは、法令等で守られている緑地というところの目標とするのか、あるいは緑全体として4,100haを維持していく、この場合維持というより1,300ha減少するわけですが、どちらを視点とするのでしょうか。
議長	「緑」を維持していくために「緑地」として法指定等により守っていくという意味は分かりますが、それを「緑」としてしまうと、1,300haをある意味見捨てているという言い方になってしまうかと思います。
委員	「緑地」という表現にして行政が回復できる目標とすればそれで良いかという、そのような部分での1,300haの減少を受け入れたということであれば、農地を含めてどのように対処していくのか色々あるかと思います。
議長	素案139ページ、基本方針1の指標「法令等の指定を受けた緑地面積」が3,099.2haから3,000haに減少していますが、素案124ページの目標1では、緑地を100ha増やすことになっており、どういう数字を出してきたのかが分からない

	い状況です。
委員	現行計画では、樹林地の面積に関して目標値設定がされていなかったところから、今回目標値を設定して、素案139ページ、基本方針1の樹林地の面積に関しては、基本的に減少することを前提として、その減り幅をどのように下げるのかということで、平成26年の時点では361haであり、10年間で40ha減少し、次の10年間ではその減少幅を20haにしますというのが、川越市の意思であると受け取りました。これでは足りないと思っていて、せめて現状維持はしてほしいと思います。現時点での10年間で40ha減っていて、これ以上、減少する余地はあるのかということをお伺いしたいところです。300ha以下になった場合、ほぼなくなってしまうのではないかと思いますし、同じページの指標の農地面積も100ha減少と記載されています。それで良いのか、せめて現状維持のための目標値を設定していただきたいと思いますので、そこについての御意見をお伺いしたいと思います。
議長	素案139ページ、基本方針1に記載されている法令等の指定を受けた緑地面積や農地の面積が現状よりも減少している目標になっており、減少していく実情は確かに分かりますが、この目標では減少することを受け入れていることになるので、増加する可能性は基本的にないのかとは思いますが、頑張してほしいと思います。
委員	全体的に緑が減少するということは、開発による雑木林の伐採を見てきておりますし、議会としても企業誘致などの提案をする部分もあり、緑の減少に繋がることも分かりますが、緑を守るところに力点を置くのか、あるいは作ることも含めて減少を食い止めていくのか、より市民が近いところの緑を大切にし、市民が来ないようなところの緑までどのようにして守っていくのかなどあるかと思いますが、量ではなく質で捉えていくのかなどの緑の質の問題もあるかと思いますが。
議長	目標としてネイチャーポジティブなどでいろいろ考えており、この部分は矛盾がないようにしていただきたいと思います。
委員	計画は市がおこなっていることであり、市ができることは緑地指定なので、目標1に「トレンド」という言葉を使用して、トレンド減を相殺するような制度として緑地指定でカバーできることはカバーしていきたいという目標にすると、後との整合が取れるのではないのでしょうか。
事務局	確かに樹林地の面積が前の計画から40ha減少しているのは事実であり、それを20haに抑えたいという意図もおっしゃるとおりです。先ほども申しましたとおり、川越市は交通結節点でありますし、東西南北に人が移動できることもあり好まれて人が集まり、開発がまだ比較的されやすい地域でございます。そのため、人口減少社会になりながらも川越は現状維持又は微増の状態で人口を保っているのは

	そのような人気があるというのも事実です。委員のおっしゃるとおり、実際は開発圧力があるので森が切られていく予想はしております。しかし、いかにそれを減少させていくかが市の課題であり、トレンドとしては減少のトレンドでございますが、それをどのようにして抑えていくかというところが行政に問われているところではございますが、なかなか良いアイデアがなく、全ての森を守っていくということはおそらく不可能であると思うので、人が住んでいる近く、利用がされやすいところを中心に守っていきたいと思います。現在、公園として計画されているようなところはありませんが、そのようなところは落ち葉堆肥農法や、雑木林として代表的なところではありますので、是非守っていきたいと思います。しかし、お金に限りがあり、いくらつぎ込めるかということも現状としてはお答えできませんので、試算は先ほどの予算の関係でさせていただきますが、絶対守れるかということについての約束はできかねますので御了解いただきたいと思います。文言に関する御意見もいただきましたので、この辺りの表記については検討させていただき、トレンドとして確かに減少していく事実は認識をしていただければと思います。
議長	数字について、目標1の4, 100haと基本方針1の指標の方に記載されている3, 000ha以上というのは、1, 000haの差はどこから出ているのでしょうか。
事務局	数字については精査して改めてお示ししたいと考えていますが、素案の41ページが一番下の表に地域制緑地の現況としてそれぞれの面積がございまして、この河川区域の部分就差として表れているかたちとなります。
委員	先ほどの回答をそのまま使った場合、素案124ページの3行目のところに先ほどの回答の内容を記載すれば、説明ですからそういう文章にするのも1つの案として使えるのではないのでしょうか。
議長	都市計画審議会に関わっていますが、立地適正化計画や都市計画法の市街化区域や市街化調整区域、生産緑地など、都市計画にかなり絡んでくるところなので、行政だけが守る手段を有しているため、民間の開発に頼りすぎずに、緑を守ってくださいという意見を我々は審議会として申し上げていると思っていただければと思います。
委員	素案142ページ、施策1－3の農地について、「川越の豊かさを支える農地の保全」とありますが、環境基本計画なので、例えば環境に配慮した農業を推進していくことや、担い手を増やしていくという記載をもう少し増やしていただきたいと思います。農業全般についてはそちらで出ているかと思いますが、この記載の仕方では農業振興計画と全然変わらない状況になっていると思うので、特に環境基本計画の中では、先ほど申し上げたところを重点的に施策として加えていただく方が、環境基本計画に農地を含めることがふさわしいのではないかと思います。

議長	ここは緑の基本計画なので、環境基本計画にはそのような話が記載されていたかと思いますが、緑の基本計画には記載されていないところをどうするかということでしょうか。
委員	特に農地の中の環境に配慮しているところを、基本計画では応援して増やしていきますというのが緑の基本計画の施策であると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	記載につきましては、環境基本計画と緑の基本計画と重複した記載を避けるため、素案92ページから93ページにかけて、環境基本計画で農地の保全というところの中で減農薬・減化学肥料の環境保全型の推進、そのようなことをこちらで記載しております。
委員	国の農業の計画、みどりの食料システム戦略についてはどこに記載があるのでしょうか。
事務局	農業振興計画の方には、みどりの食料システム戦略も記載されていますが、環境基本計画にはそこまで記載されていないです。農業振興計画では、環境保全型農業が重点の取組になっており、このような施策間連携をしていきたいと考えています。
委員	それは国がやっている大規模な目標計画があまりにも大変なので、川越市では大変だと思っているので、別の計画の中で記載するのは止めてほしいということが背景にあり、そういう話は特に環境政策課から進言はしなかったということでしょうか。あるいは、入れたいと思っていたが農政課の方からそれを落としたということのどちらでしょうか。
事務局	そのような話は特にありません。
委員	緑の基本計画にはみどりの食料システム戦略に「みどり」が付いている程であり、頑張ってもらいたいという気持ちです。
議長	農業振興計画の方に記載されているのであれば、環境基本計画に落とし込めるのではないかと思いますので、御検討いただけると良いと思います。ここに温室効果ガス削減や環境保全、食品産業などと記載されていますが、温室効果ガスは農業のどちらかに関係するのかなと思いますが、それが緑の基本計画に盛り込めるのでしょうか。
事務局	そこにつきましては、検討させていただきます。
議長	続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	【資料に基づき説明(資料1 158ページ～165ページまで)】
事務局	なお、ここまでの範囲に関する事前質問及びその回答についてはございませんでした。
事務局	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	今までは自然が穏やかでしたがこれから厳しくなると、世界の砂漠のところには木の根元に水を撒くものが必ずないと草木が育っていかないということもありますので、これからはそういうことも必要なのかもしれないと思いました。
事務局	地球温暖化対策実行計画の方には、植物が枯れるというところまではカバーしておらず、委員のおっしゃるとおり非常に今年夏が暑く、確かに庭木が枯れるほど極端に雨が降らない日が多かったかと思います。どのように対応するかにつきましては、検討させていただければと思います。
委員	「暑くなってしまったので、どのように対処していくか」という意味でのプロジェクトはいくつかと出てくるかと思うので、重点プロジェクト5としてどのように環境に対峙するかという部分があっても良いのではないかと思います。
議長	ここ防災減災の向上と記載されていますが、どちらかという水問題が重点的になっているかと思います。地球温暖化対策の視点がどう入り込んでいるのかということかと思います。
委員	防災の意識を考えていることの規模感が大きいので、入っていないのではないかと思います。水が多いことへの対策をどうするかだけではなく、暑さにより水が少ないことへの対策をどうするかというところで、入れられる部分は案として検討していただければと思います。
事務局	記述の仕方につきましては、検討をさせていただければと思います。
委員	水と緑はありますが、土がないことが不思議に感じております。健全な土壌を作っていくことが大事かと思いますが、川越市の公園は、緑地はあるが地面が乾いている状態、例えば雨が降っても透水性が良くないことや、裸地にならないように芝生にカバーをすること、落ち葉を掃きすぎない方が良いと思っています。そうすることにより、レジリエンスを高めていく形で健全な土壌を作っていこうとするところがあるかと思いますが、そのようなトピックが見られないので、先ほど申し上げた視点なども加えていただきたいと思います。特に公共施設や都市公園などの

	管理方法を変えることにより、比較的容易に可能ではないかと思いますので、土壌を健全化していくという切り口も加えていただきたいと思います。
議長	土壌の健全化は、重点1に入れやすいのではないかと思います。水と緑のまちづくりという見えるところで良いのですが、その基盤は土壌だと思います。水と緑と土のまちづくりは聞こえが悪いかと思いますが、土壌の話や農地を加えられないかと思います。行政が制御できることに限りはありますが、生物多様性を反転させるためには農地をどうにかしないといけないということで、場所だけでなく質も含めて加えられないかと思います。
委員	農地は反自然的なものであるため、生物多様性とは若干矛盾するものがあるとの議論が前回出ましたが、コンクリートの水路やアスファルトの道路と比較すると多くあり、川越市の農地を守るというのは重要な点なので農政課には頑張ってもらいたいと思っています。緑の多いイメージがあるため、緑のまちづくりということになっていますが、土はキーワードの1つになるかと思っています。
事務局	この記述につきましても、検討させていただきます。
委員	重点3の「防災・減災力向上プロジェクト」につきまして、国では流域治水として上流部の土地の保水力で下流の水害を防ぐというような考え方かと思いますが、特に水田などの保水力、貯水力などがありますが、そういう農地や緑の保水力を持って、減災という考え方が大事かと思っておりますので、流域治水という言葉が入れられるか分かりませんが、御検討していただきたいと思います。関連して、田んぼで可能な限りの水を貯める「田んぼダム」という取組があり、流域治水というと、関東が東京を守るような話に聞こえますが、田んぼダムというのは水田の再評価や機能を続けていき、後世に繋げていくものでありますので、流域治水や田んぼダムというものも考えていただきたいと思います。
事務局	田んぼは、貯水をする能力が非常に高いので洪水を防ぐという意味では貴重な土地であると認識しております。そのため、考え方としては重点3「重点プロジェクトの概要」で記載しておりますが、記載の仕方は検討させていただき、雑木林などが都市を守っていく形が分かるように、記述を検討させていただきたいと思います。
委員	環境は領域が広くまとめるのが大変であると思い、用語の問題も専門用語ではないようで実は専門用語なので、そこをどのようにして市民に伝えていくのが気になりました。また、担い手作りについて先ほどありましたが、他分野でもそれは課題であり、どのようにしてその方を育てていくかについては、直近のことだけではなく、5年10年先を考えた教育をしていかないといけないということが大事であると思いました。また、施設を作った際に森林を伐採した部分もありますが、建物の反対

	側の森林は地域の方が集まれるように敷地内緑化をして公園を作りました。こういった事例もあることなどを含め、分かりやすい説明の仕方の概略版のようなものができると、市民や子供にもわかるようになるかと思い、そのようなことが大事であると思います。
議長	ガイドブックを作成すること入っており、緑の基本計画は意欲的な計画であると思います。この審議会でもよく解釈していただいて、原案を作成していただければと思います。
委員	川越市は、専門的に樹木や森林の治療・診断など保護する職員の方はいるのでしょうか。
事務局	樹木のことを見られるということになると、ジャンルトップレベルは樹木医かと思いますが、職員の中に樹木医はおりません。職員の採用の仕方の中で、造園職があり、緑関係に関わる過程を卒業したという職員も数名採用しています。レベル感は樹木医よりは下がりますが、そのような仕組みがありますので御安心いただきたいと思います。
委員	川越市は森林をそこまで多く持っていないませんが、他市との連携や協力体制というのはどのようになっているのかと思いました。
事務局	連携につきましては、飯能や毛呂山などの中山間地が近くにありますが、具体的に緑関係で協力しているかという現状はありませんが、そのような自治体はイノシシやシカ、ムクドリなどの野生動物の関係では情報交換をしております。
委員	樹木や森林のことも連携していただけると、ありがたいと思いますので、参考にお願いいたします。
委員	資料2-2の現行計画から削除した計画について、こどもたちを教育するのが大事であるという話の中でそれが削除されることになっています。No.38の環境教育・環境学習の推進、学校等への情報・資料の提供の進み具合が遅れであり、それを削除するところが気になっており、例えば紙では作らず、ホームページ等で公表していくのかについて伺いたいと思います。
事務局	環境学習に役立つ冊子の作成につきまして、市で特に作成することはしませんが、環境省の環境STATIONなどのサイト等に良い資料がございますので、そちらを活用して環境学習の方に役立てるということで施策にも入れております。
事務局	環境教育につきましては、川越は小学校・中学校で一生懸命やっている方かと思います。各学校で環境目標を設定としてチャレンジしていくというような形で環

	境に取り組むエコチャレンジスクール認定事業を実施しておりますし、小江戸かわごえ脱炭素宣言を川越市で出しましたが、小中学校でもそのような宣言を作っておりますので、市立小中学校につきましては環境学習に対して一生懸命に取り組んでいただいていると認識しております。
委員	自動車の排気ガス、ガソリン車を1年間乗ると1トン程度の二酸化炭素が出るなどのフレーズがなくて良いのかなと思いました。軽自動車などは市に具体的な登録台数などの数字があると思いますが、車に対しての目標値はないのでしょうか。
事務局	目標値につきましては、環境基本計画には入れていませんが、川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)というものがございまして、そちらの方に次世代自動車の台数などの数値目標を設定しております。
議長	資料2-2、削除した施策の No.41について、川越市環境行動計画を推進しますと記載されていますが、これは作成しないということよろしいでしょうか。前回の回答では、川越市環境行動計画は作るということで話をしていましたが、どちらでしょうか。
事務局	川越市環境行動計画は作成いたします。
議長	まだ御意見は尽きないところですが、時間も経過してまいりましたので、追加の御意見につきましては、事務局へメール又は直接御連絡をお願いいたします。委員の皆様、引き続きよろしくお願いいたします。 続きまして、次第3「その他」について、事務局よりお願いいたします。
事務局	次回の審議会でございますが、すでに御案内のとおり、10月22日(水)に開催する予定です。時間は午後2時から、場所は変わしまして初雁公園向かいの市立美術館2階アートホールとなりますので、御注意ください。委員の皆様には、後日改めて送付いたします資料を御持参くださいますようお願いいたします。また、本日の会議録は、後日市のホームページで発言者が特定できない形で公開いたします。
議長	それでは、これを持ちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のことばを副会長よりお願いいたします。

副会長	活発な御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、本審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。
-----	---